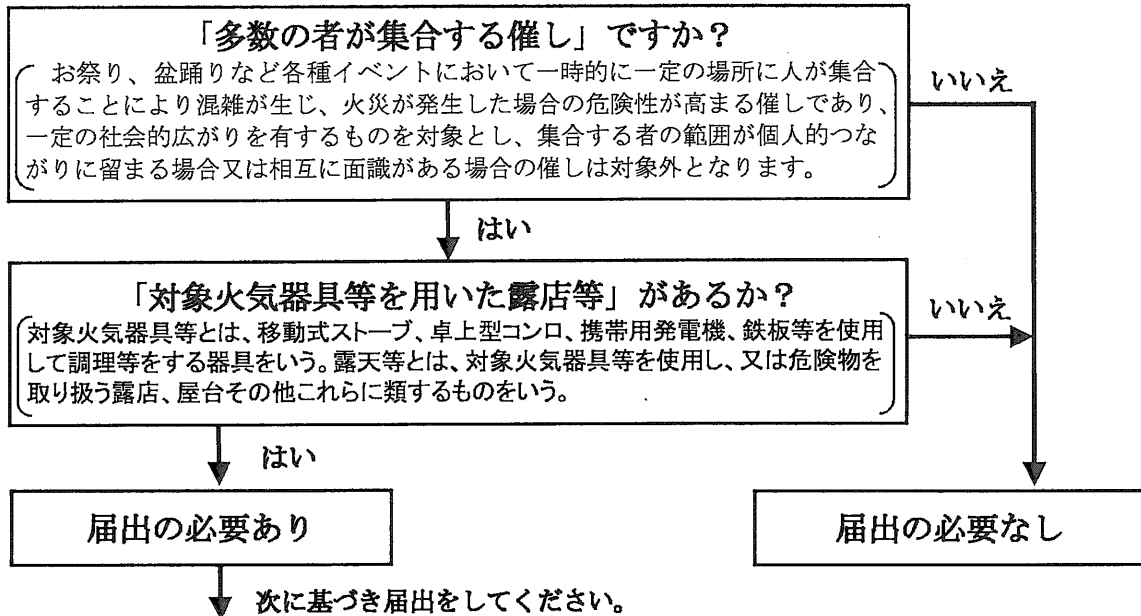


条例第45条第1項第6号の露店等開設に伴う届出判断フロー



露店等の開設届出書（第11号の2）に、露天等の開設場所がわかる案内図及び配置図、消火器の設置場所を示す略図を添付して催しを行う日の3日前までに管轄する消防署（分署）に届出てください。また、下記事項に注意し実施してください。

注意事項

チェック項目		チェック欄
○ガソリンの取り扱い		
1	ガソリンは、金属製容器で貯蔵するとともに、高温となる場所や直射日光の当たる場所を避け通気性の良い場所で保管してください。	
2	容器は、火気や火花を発生する機械器具などの近くに置かないでください。	
3	容器の蓋を開けるときは、エア抜きをしてから開けてください。	
4	ガソリンを取り扱っている周囲で火気や火花を発生する機械器具などを使用しないでください。	
5	くわえタバコでの給油はしないでください。	
○発電機の取り扱い		
1	燃料の給油をするときはエンジンを停止し、安全な場所で行ってください。	
2	燃料の残量を確認するときは、ライターなどの裸火を使用しないでください。	
3	火気から離れ、避難の支障とならない場所で使用してください。	
○ガスコンロの取り扱い		
1	不燃性の台上で使用してください。	
2	ガスコンロの上方1m以内、周囲15cm以内に可燃物を置かないでください。	
3	ひび割れし、劣化したホースを使用しないでください。	
4	ホースの接続は、確実に行ってください。	
5	ガスボンベは、高温となる場所や直射日光の当たる場所を避け、通気性の良い場所に置いてください。	
○照明器具の取り扱い		
1	照明器具は、使用中高温になる場合がありますので、可燃物の近くでは使用しないでください。	
2	電球は、ソケットに確実に接続し、絶縁被覆するなどにより照明器具の充電部分が露出しないように使用してください。	
3	照明器具または配線は、脱落しないようにしっかりと取り付けるとともに過度の荷重や張力が加わらないようにしてください。	
○その他		
1	火気や火花を発生する機械器具を取り扱うときは、消火器を準備してください。	

【問合せ先】 本 署 53-1908 小糸分署 37-3101
 上総分署 27-3184 松丘分署 50-7799

届出書の記載例

第11号の2様式（第5条第1項第6号）

露店等の開設届出書

令和元年7月1日			
君津市消防長		様	
		届出者	電話00-0000番
		住所	君津市杵師3-1-25
		氏名	君津 太郎
開設期間	自 令和元年 7月 1日 至 令和元年 7月 1日	営業時間	開始 9時 00分 終了 20時 00分
開設場所	君津市杵師3-1-25 君津市消防本部駐車場		
催しの名称	消防祭り	消火器の 設置本数	5本
開設店数	5店		
現場責任者氏名	消防花子	電話 00-0000 番	
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

備考

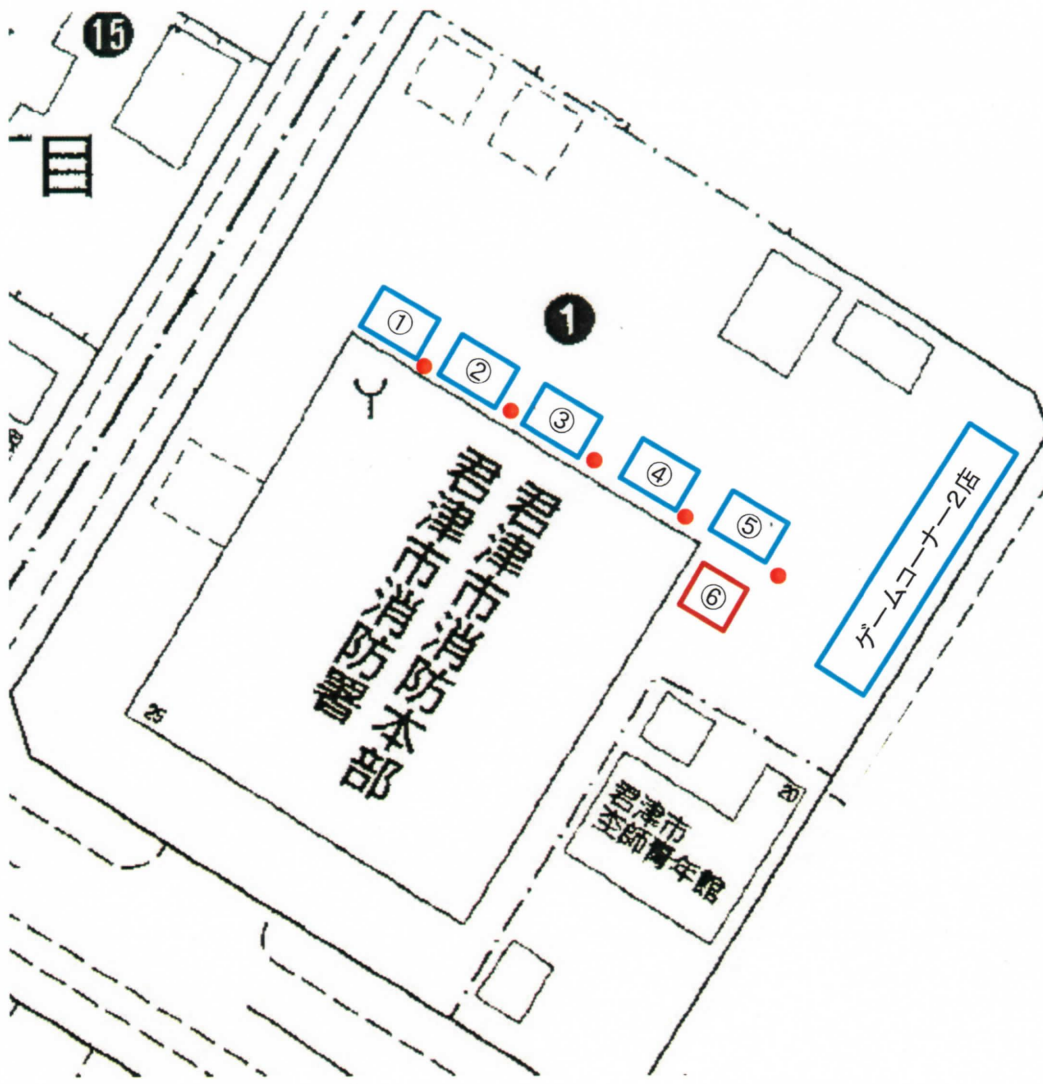
- 1 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 露店等の開設場所及び消火器の設置場所に係る略図を添付すること。
- 3 ※印の欄は記入しないこと。

添付書類の例

○開設場所（案内図）



○消火器の設置場所



- ① 焼きそば: 焼き器・燃料はLPG
- ② 焼き鳥: 焼き器・燃料は炭
- ③ たこ焼き: 焼き器・燃料はLPG
- ④ わたあめ
- ⑤ 金魚すくい
- ⑥ 夜間照明用の携帯用発電器: 燃料ガソリン(補給用タンク20リットル(スチール製))
- は消火器(10型)